【ポスター発表】

# 米国における高等教育の障害者支援

○ 岩手県立大学 吉田 仁美 (4658)

キーワード: 高等教育, 障害者支援, 合理的配慮

#### 1. 研究目的

2006年に採択された国連の「障害者権利条約」、UNESCO の"Education for All"の提唱、障害者基本法や教育基本法の改正、あるいは、大学や企業の社会的責任の高まりに見られるとおり、近年、高等教育における障害者支援の問題は、国内的にも国際的にも重要な政策課題の1つに掲げられている。そこで本報告では、障害者の高等教育(規模、支援システム、経験のいずれも)について世界で最も進んでいるといわれる米国の状況に焦点をあてる。

## 2. 研究の視点および方法

近年の日本の高等教育は、急激な大衆化、多様化、国際化によって大きな転換を迫られている。とりわけ、大衆化の流れとともに障害者の高等教育進学率が高まりつつある。しかし、現実の日本の大学は障害者支援の対応に向けて、各大学で試行錯誤している段階であり、多くの課題を残したままである。

国連が障害者権利条約を採択したこともあり、世界各国でこの条約に応じた法制度や施策の準備が進められることが期待されている。この条約の重要な概念となる「合理的配慮(Reasonable Accommodation)とは、障害者が非障害者と同様の生活を送るための必要な配慮のことを言い、米国では1970年代から合理的配慮に関する法制度が整備されてきた。合理的配慮は米国から世界に広まった概念であり、現在では世界共通のキーワードになりつつある。この一連の流れを受けて、日本でも「障害者差別解消法(2016年4月施行予定)」に、合理的配慮についての規定が盛り込まれた。以上のことから、本報告では米国の先進事例から学び、最終的には日本への示唆についてまとめてゆきたい。

研究方法は主に,文献研究(統計資料や関連ウェブサイトに掲載されている資料も含む)による。

## 3. 倫理的配慮

本報告は、日本社会福祉学会研究倫理指針に準拠している。特に、指針内容の A 引用については十分に配慮した。

#### 4. 研究結果

世界で最も早く教育における障害者支援を整備し、障害者を差別することを禁止する法案、すなわち米国障害者差別禁止法(ADA=Americans with Disabilities Act of 1990)を制定した米国では、1990年代から「教育のユニバーサル・デザイン(Universal Design Education)」という概念が提唱されるようになった(Bowe 2000)。教育のユニバーサル・デザインが必要とされるようになった背景には、高等教育にアクセスしてくる学生の多様性がある。そこで、先行研究や統計データでは多様性の現実をどのように捉えているのだろうか。ワシントン大学のブルクスターラーらの研究によれば、「大学はかつて若い健康な白人男性の領域であったが、現在は全学生のうち4分の1が人種的・民族的マイノリティ、半分以上が女性、そして全体の平均年齢が上がっている」と指摘されている(Burgstahler et

al., 2008)。それから、2009年の米国政府説明責任局の調査報告書によれば、米国の大学では現在およそ1900万人の学生が在籍している。そのうち障害をもつ学生は約200万人いると報告されており、同調査では以下の3点について明らかにされた。第一に、障害をもつ学生の割合は約11%で、中でもADD(=Attention Deficit Disorder、注意欠陥障害)のように目に見えない障害をもつ学生が急増している。逆に例えば、移動上の困難を抱える車椅子や杖等を使用する障害をもつ学生の割合が急速に減少している。第二に、障害をもつ学生の男女別割合は、女性が約58%、男性が42%と女性障害者の割合が男性障害者と比較して高くなっている。第三に、障害をもつ学生の平均年齢は2000年調査と比較して低くなっていることが明らかにされた。

障害をもつ学生に対して、米国では、合理的配慮を提供するために、専門性のある支援スタッフを配置した支援部署、障害学生支援室を学内におくことが一般的である。そして支援室スタッフとはほかに学長もしくは副学長直属で、ADA コーディネーターが学内に配置されている。具体的な支援内容には、コース履修、教員との連携、教員への文書による配慮の要請、ノートテイクサービス、朗読テープの提供、手話通訳等のサービス等々がある。

#### 5. 考察

以上,米国の高等教育の障害者支援を概観してきたが,日本国内でも障害者権利条約の批准,障害者差別解消法成立の流れを受けて,文部科学省高等教育局により「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」が組織され,2012年末に第一次報告が示された。このことから,今後の高等教育機関における障害をもつ学生に対しての支援は注目されるようになるのではないかと思われる。それに伴い,日本の大学において障害をもつ学生がどのようなニーズを持っているのかを把握・検討し、米国の先進事例に学びながら、日本の教育的・社会的・経済的背景に即した合理的配慮を検討する必要がある。このプロセスには、高等教育と社会福祉の視点がともに求められ、その他の学問領域からのアプローチを試みた学際的研究を積み重ねていく必要がある。その蓄積が、高等教育のソーシャル・インクルージョンの実現には不可欠ではないかと思われる。今後の課題としたい。

なお,本研究は,科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金 若手研究(B))「米国における高等教育の障害者支援―社会モデルに基づく合理的配慮に着目して」(2014 年度~2016 年度,課題番号:26870466,研究代表者:吉田仁美)の一環として行われたものである。

## 【引用文献】

- Bowe, Frank G. (2000) Universal Design in Education Teaching Nontradtional Students, Bergin and Garvey Westport, Connecticut and London.
- Burgstahler, Sheryl E. and Cory, Rebecca C. (2008) *Universal Design in Higher Education*, Harvard Education Press, Cambridge.
- U. S. Government Accountability Office, GAO (2009) Higher Education and Disability: Education Needs a Coordinated Approach to Improve Its Assistance to Schools in Supporting Students. (http::www.gao.gov/new.items/d1033.pdf)